

芝山町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

平成 20 年 3 月

1 現状

(1) 職種ごとの人数・平均年齢・平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公務員				民間			
	職員数	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額(A)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
全体	6 人	52.8 歳	257,800 円	278,246 円	—	—	—	—
用務員	6 人	52.8 歳	257,800 円	278,246 円	用務員	53.9 歳	227,200 円	1.2

※「平均給料月額」とは、平成 19 年 4 月 1 日現在における職員の基本給の平均です。

※「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したもので、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成 16 年～18 年の 3 か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

(2) 年齢別職員数

区 分	20 歳	20 歳	24 歳	28 歳	32 歳	36 歳	40 歳	44 歳	48 歳	52 歳	56 歳	60 歳
	未満	23 歳	27 歳	31 歳	35 歳	39 歳	43 歳	47 歳	51 歳	55 歳	59 歳	以上
全体	人	人	人	人	人	人	1	1	1	1	人	2
用務員							1	1	1	1		2

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表

行政職給料表（一般職と同様）の 4 級までを適用

イ 手当

扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当をそれぞれ該当者に支給しています。このうち、特殊勤務手当及び宿日直手当は現在の職種では支給要件に該当していません。

ウ 昇給基準

毎年 4 月 1 日に前 1 年間における勤務成績に応じ、4 号級(55 歳を超える場合は 2 号給)を標準として昇給します。

2 基本的な考え方

技能労務職については、平成 7 年度以降は新規採用を行わず退職者不補充の措置をとっています。

今後の取り扱いも基本的に退職者不補充とします。

給与面については、国、県及び隣市町の動向を注視しながら適宜改正等の判断をしていきます。

3 具体的な取組内容

平成 18 年度に給与構造の見直しを行い給料表水準の引き下げ及び 55 歳昇給抑制を行いました。

4 その他

平成 19 年度から学校給食センターの調理・配送業務を民間委託し技能労務職員数の削減を行いました。

技能労務職については退職者不補充の措置をとっており、職員数は平成 21 年度では 4 人になる予定です。

また、必要な業務については臨時職員等で対応していきます。